上記について相違ないことを証明する。

年　　月　　日

所属長職名

氏　　名　　印

（備考）

⑴　勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。

⑵　職務業績の要約は、第３の１の⑴イ又はロに該当する職務内容を具体的に記載すること。

別記様式第２号（第４関係）

（日本工業規格Ａ４）

受験資格認定申請書

年　　月　　日

農林水産大臣殿

本籍都道府県

現住所

(ふりがな)

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

水産業普及指導員資格試験を受験する資格を有する者であることの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第３号（第５関係）

（日本工業規格Ａ４）

受　　験　　願　　書

農林水産大臣殿

本籍都道府県

現住所

電話番号

(ふりがな)

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

水産業普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年　　月　　日

氏　　名

写　　真
（縦45㎜×横35㎜）

受験番号	＊

（備考）

⑴　電話番号は平日の昼間の連絡先とすること。

⑵　＊は空欄とすること。

⑶　最近６か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真を貼付すること。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第５８４号

神奈川県秦野市堀山下415番地の１　大成化工株式会社社宅306号

債務者　松尾　　武

１　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小室　充孝

４　破産債権の届出期間　平成21年10月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午前10時30分

６　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０４号

兵庫県西宮市南甲子園２丁目３番１号

債務者　木下　秀敏

１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　久米　知之

４　破産債権の届出期間　平成21年10月２日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月26日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第３６２３号

愛知県愛西市金棒町北70番地３

債務者　服部　芳光

１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　石川　恭久

４　破産債権の届出期間　平成21年10月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月24日午前10時50分

６　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９１号

大阪府枚方市西牧野３丁目30番16号

債務者　林　憲治郎

１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃

４　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時30分

６　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１９２号

大阪府枚方市西牧野３丁目30―16

債務者　林　恵美子

１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　北岡　秀晃

４　破産債権の届出期間　平成21年10月９日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時30分

６　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５６２号

奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地49―501号

債務者　川谷　伊織

１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　西村　甲児

４　破産債権の届出期間　平成21年10月２日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後２時

６　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２４０号

青森県平川市尾崎浅井108番地１

債務者　石山　哲治

１　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　金田健一郎

４　破産債権の届出期間　平成21年10月５日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月７日午前10時30分

６　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
青森地方裁判所弘前支部